

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月12日
【会社名】	イハラケミカル工業株式会社
【英訳名】	IHARA CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 望月 信彦
【本店の所在の場所】	東京都台東区池之端一丁目4番26号
【電話番号】	03-3822-5223（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 松永 勝之
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区池之端一丁目4番26号
【電話番号】	03-3822-5223（代表）
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 松永 勝之
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その外の者に対する割当 120,018,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	144,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成26年3月12日開催の取締役会決議によります。
2. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下、「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額
株主割当			
その他の者に対する割当	144,600株	120,018,000	
一般募集			
計(総発行株式)	144,600株	120,018,000	

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
830		100株	平成26年3月31日		平成26年4月3日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格の総額を払込むものとし、
4. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
イハラケミカル工業株式会社 人事総務部	東京都台東区池之端一丁目4番26号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
120,018,000	200,000	119,818,000

(注) 1. 新規発行による手取金の使途とは、本自己株式処分による手取金の使途であります。

2. 発行諸費用の概算額は、本届出書作成に要した費用です。当該費用に消費税等は含まれておりません。なお、本届出書作成費用については、当社の管理費として処理致します。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取金概算額119,818,000円につきましては、当社平成26年10月期中に行われる当社静岡工場製造設備定期メンテナンス費用支払の一部に全額充当する予定であります。なお、支払実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

【募集に関する特別記載事項】

当社は、平成26年3月12日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議いたしました。なお、自己株式の処分によるため、資本金及び資本準備金の増加はありません。

(1) 処分株式の数	当社普通株式 216,900株
(2) 処分価額	1株につき830円
(3) 処分の方法	第三者割当の方法により、日本農薬株式会社に対し、上記処分株式の全てを割り当てる
(4) 払込期日	平成26年3月31日

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社(信託口) (再受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
代表者の役職及び氏名	取締役社長 常陰 均
資本金	342,037,174,046円
事業の内容	信託業務、銀行業務
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社(100.0%)

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	割当予定者は当社の普通株式636,000株(発行済株式総数の1.23%)を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	信託銀行取引及び証券代行業務委託があります。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成26年3月12日現在のものです。なお、出資関係につきましては、平成25年10月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

従業員持株会信託型E S O Pの内容

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当社と三井住友信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託社とする特定金銭信託契約書(以下「本信託契約」といい、本信託契約によって設定される信託を「本信託」といいます。)を締結することによって設定された信託口です。当社の従業員持株会である「イハラケミカル工業グループ従業員持株会」(以下「本持株会」といいます。)の仕組みを応用した従業員持株会信託型E S O P(以下「本制度」といいます。)は、従業員株式所有制度に該当しますので、以下制度の内容を記載します。なお、本持株会は従来通り存続、運営しており、新たな持株会が作られるわけではありません。

(1) 概要

本制度は、本持株会に加入するすべての社員を対象とするインセンティブ・プランです。本制度では三井住友信託銀行株式会社(信託口)が、本信託の設定後5年間にわたり本持株会が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を、借入金を原資として、当社からの第三者割当によって取得します。当該借入は、貸付人を三井住友信託銀行株式会社、借入人を三井住友信託銀行株式会社(信託口)とする二者間で締結される責任財限定特約付金銭消費貸借契約に基づいて行われます。また第三者割当については、三井住友信託銀行株式会社(信託口)と当社の間で有価証券届出書の効力発生後に締結される予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。三井住友信託銀行株式会社(信託口)が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内(5年)において、一定の計画(条件及び方法)に従って継続的にその時々々の時価で本持株会に売却します。

三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当社からの第三者割当によって取得した当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、三井住友信託銀行株式会社からの借入金の元本・利息を返済します。その後、本信託の信託財産に属する金銭から、本信託に係る信託費用や未払の借入利息などを支払い、残余財産が存在する場合は、当該金銭を本信託契約で定める受益者要件を充足する社員(下記(3)を参照)に配分します。当該分配については、受益者である三井住友信託銀行株式会社と当社が特定金銭信託契約を締結しており、当該契約に基づき従業員に金銭の分配を行います。なお、借入金が完済できない場合は、損失補償契約に基づき補償人である当社が補償履行します。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権その他株主としての権利行使(以下「議決権行使」といいます。)については、信託管理人が本信託契約及び本信託契約に定める「株式の取扱いに関するガイドライン」に従って定められた議決権行使等の指図を書面にて受託者に提出し、受託者はその書面に従い議決権を行使します。なお、信託管理人は、当社社員が就任致します。

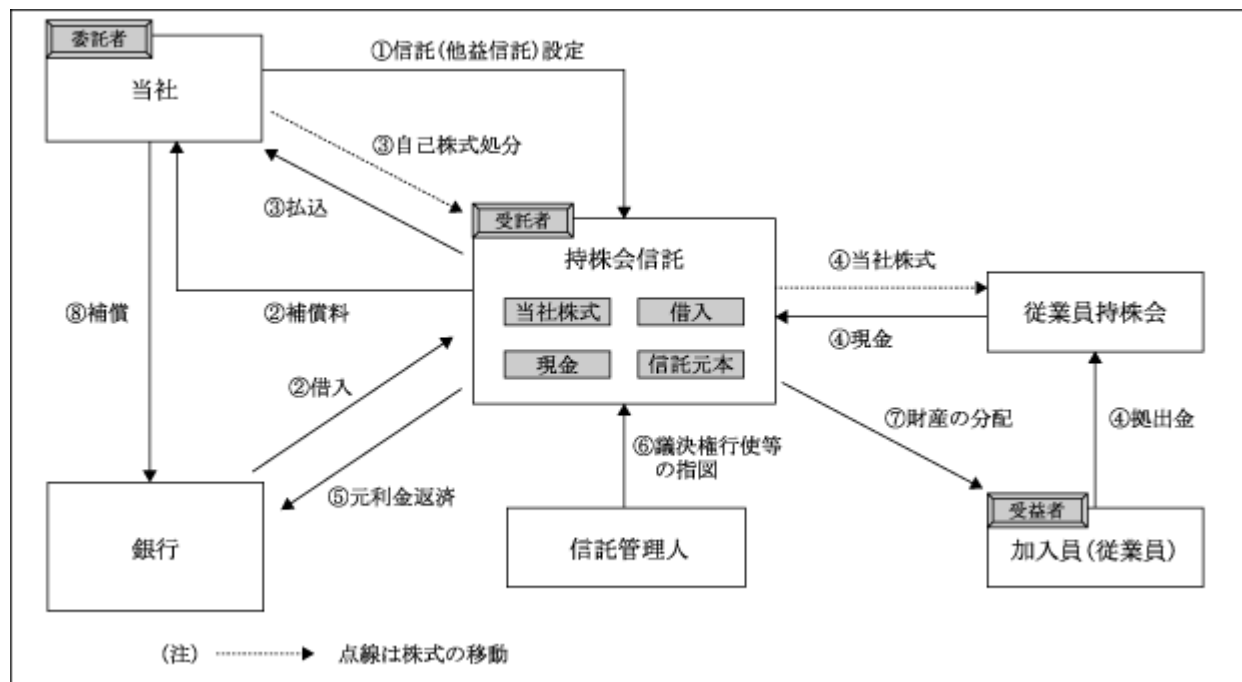
(2) 本持株会に売り付ける予定の株式の総数

144,600株

(3) 受益者の範囲

本信託契約で定める信託終了日において、本持株会に加入しているもののうち、本信託契約で定める受益者確定日において所定の手続の全てを完了している者を受益者とします。

(本信託の概要)



当社は、信託契約において定められた一定の要件を充足する持株会の会員を受益者として持株会信託を設定します。

持株会信託は、銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行います。当該借入に際しては、当社、持株会信託及び銀行の三者間で補償契約を締結します。当社は当該補償契約に基づき持株会信託の借入について補償を行い、その対価として補償料を持株会信託から受け取ります。

持株会信託は、持株会が今後5年間にわたり取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得します。

持株会信託は、信託期間を通じ、持株会の株式取得に際して保有する当社株式を一定の計画(条件及び方法)に従って継続的に持株会に時価で売却します。

持株会信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、保有株式に対する配当金等を原資として、銀行からの借入の元利金返済に充当します。

信託期間を通じ、受益者のために選任された信託管理人が、持株会信託内の当社株式の議決権行、その他の信託財産管理の指図を行います。

株価上昇により、上記による借入金の返済後に持株会信託内に残余株式がある場合には、当該株式を換価処分の上、信託契約において予め定められた受益者要件を充足する持株会の会員に対して、信託期間内に持株会を通じて取得した株数に応じて計算される分配金が金銭により交付されます。

株価下落により、持株会信託内の残余財産を処分後に持株会信託に借入債務が残存する場合には、上記の補償契約に基づき、当社が一括して残存債務を弁済します。

また信託期間内に当社株式が無くなった場合は、信託期間の満了前に終了することがあります。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託(再信託)します。

c 割当予定先の選定理由

今般、当社は、三井住友信託銀行株式会社から提案のあった本制度を導入することといたしました。本制度は、「b 提出者と割当予定先との間の関係 従業員持株会信託型E S O Pの内容(1)概要」に記載しました通り、本持株会に加入する全ての社員にインセンティブを付与するための制度であり、当社グループ社員に対する当社の中長期的な企業価値向上のインセンティブ付与と、株主としての資本参加による社員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すこと等を目的としております。なお、「従業員持株会信託型E S O Pの内容(3)受益者の範囲」に記載しました対象受益者への信託財産の分配方法は、本持株会において三井住友信託銀行株式会社(信託口)から当社株式の取得を行う機関において、期間中に取得した株数に応じて、信託財産の分配を受けるものとしております。

また、当社では資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を進めてまいりましたが、その有効活用の一環として、本制度での活用のため、自己株式の割当を行うことといたしました。

また、本制度の導入は、当持株会制度への社員等の理解及び入会促進、モチベーションアップに寄与するものと考えております。

なお、本制度においては、「従業員持株会信託型E S O Pの内容(1)概要」に記載しましたとおり、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が、受託者たる三井住友信託銀行株式会社に対して、当社株式を割り当てることになっていることから、三井住友銀行株式会社(信託口)を割当予定先として選定したものです。

d 割り当てしようとする株式の数

144,600株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、本信託契約に従って株式売買契約を本持株会と締結し、当社株式の売買について合意した上で、当該契約に基づき、毎月当社株式を本持株会に対してその時々々の時価で売却することになっております。なお、三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、当該契約に基づき、原則として本持株会以外に当社株式を売却することはありません。

三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、売却する当社株式の売却代金として本持株会の会員からの給与天引き等によって拠出される金銭を本持株会から受取り、当該売却代金を貸付人からの借入金の返済及び金利の支払いに充当します。当該借入金の完済後は、当該売却代金は信託財産として蓄積され、本信託契約で定める受益者適格要件を満たす社員(「b 提出者と割当予定先との間の関係」に記載した従業員持株会信託型E S O Pの内容「(3)受益者の範囲」を参照下さい。)に分配されます。なお、借入金額の残高、信託財産の状況等に関しては、受託者である三井住友信託銀行株式会社から、毎月報告を受け確認致します。

なお、当社は、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)との間におきまして、払込期日(平成26年4月3日)より2年間において、本自己株式処分に係る当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先が、貸付人からの借入金によって払込を行う予定である旨を責任財産限定特約付金銭消費貸借契約によって確認しております。なお、当該責任財産限定特約付金銭消費貸借契約は、借入人、貸付人、貸付人間で締結され、返済原資を信託財産に限定し、信託財産で返済しきれない場合は、損失補償契約に基づき補償人が補償履行する内容となっております。また、当社は、借入人に対する上記補償に対し、当該損失補償契約に基づき借入人から補償料を受取ることとなります。

割当予定先 : 三井住友信託銀行株式会社(信託口)
(再委託者: 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))
借入人 : 三井住友信託銀行株式会社(信託口)
補償人 : 当社
貸付人 : 三井住友信託銀行株式会社(120,018,000円)

g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使等について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。信託管理人は、本信託契約締結時および信託財産である株式の発注時において当社に関する未公表の重要事実を知らないことを要件としており、信託管理人には、当社社員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。なお、信託管理人および受益者代理人は、三井住友信託銀行株式会社(信託口)に対して議決権行使等に関する指図を行うに際しては、本信託契約および本信託契約に定める「株式の取扱いに関するガイドライン」(理事長による一括行使を原則とし、会員より指示があった場合には信託財産である当社普通株式の議決権行使の総数に賛成または反対、棄権の比率を乗じて、賛成または反対の議決権を行使し、あるいは棄権する数を算出し行使する)に従います。

なお、割当予定先が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社ホームページ「公正な業務遂行、反社会勢力への対応」及び本信託契約を確認、並びに三井住友信託銀行株式会社株式100%保有会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社ホームページ「コーポレートガバナンス 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況2 . 反社会勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況を確認し、割当予定先並びに同社役員および主要株主等が反社会勢力等とは一切関係がないと判断いたしました。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため当該処分にかかる取締役会決議の直前の取引日（平成26年3月11日）の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値830円を採用致しました。

また、直前の取引日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議日直前のマーケットプライスであり算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、当該価額830円については、直近1ヶ月（平成26年2月10日～平成26年3月11日）における当社株式の終値平均値764円との乖離率が8.64%、直近3ヶ月（平成25年12月10日～平成26年3月11日）における当社株式の終値平均値755円との乖離率が9.93%、直近6ヶ月（平成25年9月10日～平成26年3月11日）における当社株式の終値平均値729円との乖離率が13.85%となっております。

上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名（うち1名は社外監査役）が、上記と同様の理由により、処分価額は割当予定先に特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量については、現在の本持株会の年間買付実績を元に今後5年間の信託期間中に本持株会が三井住友信託銀行株式会社（信託口）より購入する予定数量に相当するものであり、その希薄化の規模は発行済株式の総数に対し0.28%（小数点第3位を四捨五入、平成25年10月31日現在の総議決権個数（44,777個）に10を乗じた数（平成26年2月1日に単元株式数を1,000株から100株とする変更の効力が生じたため）447,770個に対する割合0.32%）と小規模なものです。

また、本信託スキームでは、当面は株式市場への本自己株式処分による株式が大量に流出することは考えられないため、本自己株式処分による株式の希薄化及び流通市場への影響は軽微であり合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後 の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
クミアイ化学工業株式会社	東京都台東区池之端 1丁目4番26号	6,250	13.96	6,250	13.92
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT (常任代理人シティーバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTRE CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都品川区東品川 2-3-14)	4,984	11.13	4,984	11.10
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	4,836	10.80	4,836	10.77
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	2,247	5.02	2,247	5.00
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18-6	2,149	4.80	2,149	4.78
スルガ銀行株式会社	静岡県沼津市通横町23番地	1,191	2.66	1,191	2.65
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFORIO (常任代理人シティーバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013 USA (東京都品川区東品川 2-3-14)	742	1.66	742	1.65
イハラ建成工業株式会社	静岡県静岡市清水区長崎69-1	740	1.65	740	1.65
日本曹達株式会社	東京都千代田区大手町2丁目2番1号	729	1.63	729	1.62
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	671	1.50	671	1.49
計		24,543	54.81	24,543	54.64

(注) 1. 平成25年10月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 第三者割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成26年2月1日付で1単元の株式数が1,000株から100株に変更になったことから、平成25年10月31日現在の総議決権数(44,777個)に10を乗じた数(以下「株式分割後の議決権総数」といいます。)447,770個に、第三者割当による株式に係る議決権の数1,446個を加えて算定しております。
3. 本自己株式処分前には自己株式6,707,000株を保有しており、本自己株式処分後で、上記「募集に関する特別記載事項」に記載の平成26年3月31日を払込期日とする216,900株の自己株式処分を勧案しない保有自己株式は6,562,400株となります。
4. 本自己株式処分とは別に、上記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、当社は、平成26年3月12日開催の取締役会において、第三者割当による自己株式の処分(処分株式数：216,900株、払込期日：平成26年3月31日、割当予定先：日本農薬株式会社)を行うことを決議いたしました。これを勧案した後の、当社の自己株式数は6,345,500株(下記からは除いております。)、大株主の所有割合は、以下のとおりとなります。なお、両者を勧案した後の議決権割合は、株式分割後の議決権総数に、本自己株式処分及び日本農薬株式会社に対する自己株式処分に係る議決権数3,615個を加えて算定しております。

氏名又は名称	住所	所有 株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	本自己株式の 処分及び日本 農薬株式会社 に対する自己 株式処分後の 所有株式数 (千株)	本自己株式の処 分及び日本農薬 株式会社に対す る自己株式処分 の総議決権数に 対する所有議決 権数の割合 (%)
クマイ化学工業株式会社	東京都台東区池之端 1丁目 4番26号	6,250	13.96	6,250	13.85
CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT (常任代理人シティーバンク銀行株式会社)	CITIGROUP CENTRE CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都品川区東品川 2-3-14)	4,984	11.13	4,984	11.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目 8-11	4,836	10.80	4,836	10.71
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番 2号	2,247	5.02	2,247	4.98
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18- 6	2,149	4.80	2,149	4.76
スルガ銀行株式会社	静岡県沼津市通横町23番地	1,191	2.66	1,191	2.64
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人シティーバンク銀行株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013 USA (東京都品川区東品川 2-3-14)	742	1.66	742	1.65
イハラ建成工業株式会社	静岡県静岡市清水区長崎69- 1	740	1.65	740	1.64
日本曹達株式会社	東京都千代田区大手町 2丁目 2番 1号	729	1.63	729	1.62
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町 1丁目13- 1	671	1.50	671	1.49
計		24,543	54.81	24,543	54.38

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」記載の第49期有価証券報告書「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(平成26年3月12日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」記載の第49期有価証券報告書の提出日(平成26年1月27日)以後、本有価証券届出書提出日(平成26年3月12日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

[平成26年1月29日提出臨時報告書]

1 提出理由

平成26年1月24日開催の当社第49回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成26年1月24日

(2) 当該決議事項の内容

議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金5円 総額225,713,405円

ロ 効力発生日 平成26年1月27日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
議案 剰余金処分の件	37,061	239	0	(注)1	可決 99.36

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 当該株主総会において、議決権を行使することができる株主の有する議決権は44,775個である。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、全ての議案は可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権の数は加算しておりません。

3 自己株式の取得状況

第49期有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの自己株式の取得等の状況は次のとおりです。

株式の種類 普通株式

1 取得状況

該当事項はありません。

2 処理状況

該当事項はありません。

3 保有状況

報告日における保有状況	株式数(株)
発行済株式総数	51,849,917
保有自己株式数	6,562,400

4 最近の業績の概要

第50期第1四半期会計期間(自平成25年11月1日至平成26年1月31日)及び第50期第1四半期累計期間(自平成25年11月1日至平成26年1月31日)の四半期財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年1月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,443	5,717
受取手形及び売掛金	8,616	10,477
有価証券	496	495
商品及び製品	6,215	5,687
仕掛品	2,082	2,101
原材料及び貯蔵品	2,536	2,984
繰延税金資産	590	565
その他	943	988
貸倒引当金	1	-
流動資産合計	27,924	29,019
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	11,278	11,345
機械装置及び運搬具	31,432	31,445
土地	3,708	3,708
その他	2,375	2,674
減価償却累計額	38,982	39,291
有形固定資産合計	9,812	9,883
無形固定資産	98	96
投資その他の資産		
投資有価証券	12,065	12,533
繰延税金資産	285	285
その他	750	767
貸倒引当金	9	9
投資その他の資産合計	13,093	13,577
固定資産合計	23,004	23,557
資産合計	50,928	52,576
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,548	3,583
短期借入金	400	2,700
未払法人税等	458	397
賞与引当金	467	185
その他	3,063	1,732
流動負債合計	7,938	8,598
固定負債		
退職給付引当金	1,381	1,394
役員退職慰労引当金	440	457

	前連結会計年度 (平成25年10月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年1月31日)
繰延税金負債	1,583	1,664
その他	87	86
固定負債合計	3,493	3,602
負債合計	11,431	12,200
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,764	2,764
資本剰余金	5,148	5,148
利益剰余金	26,167	26,786
自己株式	1,701	1,704
株主資本合計	32,378	32,994
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,763	3,913
為替換算調整勘定	19	57
その他の包括利益累計額合計	3,744	3,970
少数株主持分	3,373	3,410
純資産合計	39,496	40,375
負債純資産合計	50,928	52,576

[次へ](#)

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

四半期連結損益計算書

第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年11月1日 至平成25年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年11月1日 至平成26年1月31日)
売上高	7,519	10,183
売上原価	5,685	7,884
売上総利益	1,834	2,298
販売費及び一般管理費	981	1,152
営業利益	852	1,145
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	45	54
受取賃貸料	10	8
持分法による投資利益	62	104
為替差益	239	7
その他	31	9
営業外収益合計	389	185
営業外費用		
支払利息	1	5
その他	3	0
営業外費用合計	5	5
経常利益	1,237	1,326
特別利益		
固定資産売却益	3	-
受取保険金	0	7
特別利益合計	4	7
特別損失		
固定資産除却損	12	0
特別損失合計	12	0
税金等調整前四半期純利益	1,229	1,333
法人税等	368	422
少数株主損益調整前四半期純利益	861	911
少数株主利益	49	66
四半期純利益	811	844

[前へ](#)[次へ](#)

四半期連結包括利益計算書
第1四半期連結累計期間

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年11月1日 至平成25年1月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年11月1日 至平成26年1月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	861	911
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	790	150
持分法適用会社に対する持分相当額	107	76
その他の包括利益合計	897	226
四半期包括利益	1,759	1,137
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,707	1,071
少数株主に係る四半期包括利益	52	66

[前へ](#)

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第49期)	自平成24年11月1日 至平成25年10月31日	平成26年1月27日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成26年 1月17日

イハラケミカル工業株式会社

取締役会 御中

芙蓉監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 潤指定社員
業務執行社員 公認会計士 畔村 勇次

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイハラケミカル工業株式会社の平成24年11月1日から平成25年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イハラケミカル工業株式会社及び連結子会社の平成25年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、イハラケミカル工業株式会社の平成25年10月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、イハラケミカル工業株式会社が平成25年10月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成26年1月17日

イハラケミカル工業株式会社
取締役会 御中

芙蓉監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 潤

指定社員
業務執行社員 公認会計士 畔村 勇次

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているイハラケミカル工業株式会社の平成24年11月1日から平成25年10月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イハラケミカル工業株式会社の平成25年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。